

魚津市告示第98号

魚津市発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領の一部  
改正について

魚津市発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領（平成21年魚津市告示第45号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月25日

魚津市長 村椿 晃

第4条第1項中「とし、限度額は1億円」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 この告示の規定は、令和元年10月1日以降に締結された契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。